

石川県建設工事総合評価方式試行における 評価内容の担保にかかる特則

第1条 約款に定める他、受注者の責めに帰すべき事由により、受注者が入札時に提示した技術提案等が達成されなかった場合の取扱いは、次の各号に定めるところによる。

- 1 技術提案等に関して受注者に再度の施工を行わせることが合理的であると発注者が認めた場合には、受注者は再度の施工を行い、受注者が入札時に提示した技術提案等を満たす状態にしなければならない。
- 2 当該技術提案等に関して受注者に再度の施工を行わせることが合理的でないと発注者が認めた場合には、発注者は、検査等によって確認された当該技術提案等の状況に基づき加算点の再計算を行った場合に、次に定める受注者の落札時における評価値を確保するのに見合う金額と受注者の当初請負代金額との差額の支払いを受注者に請求することができる。

$$\text{違約金} = C - C$$

$$(100 + \quad) / C = (100 + \quad) / C$$

$$C = (100 + \quad) / (100 + \quad) \times C$$

C : 当初の契約金額

： 当初の加算点

C : 達成度合いに応じた契約金額

： 達成度合いに応じて再計算した加算点